

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【新規品目】

(2) 伊右衛門 特茶350 (サントリー食品インターナショナル株式会社)

○大野座長 それでは、「特茶ジャスミン」についての審議は終了させていただいて、次は同じサントリー食品インターナショナル株式会社から出たものですが、関与成分も同じですが、「伊右衛門 特茶350」、それについての審議をお願いいたします。

それでは、消費者庁から概要の説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、御説明させていただきます。

続きまして「伊右衛門 特茶350」というファイルを御用意いただけますでしょうか。

まず概要の3ページをごらんください。申請者は、先ほどと同じくサントリー食品インターナショナル株式会社。

商品名は4ページにあります。「伊右衛門 特茶350」となっております。

8ページ目をごらんください。許可を受けようとする表示の内容といたしましては、先ほどと同じく「本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しております」となっております。

9ページをごらんください。10、栄養成分量及び熱量において、関与成分、こちらもケルセチン配糖体イソクエルシトリンとして110mgとなっております。一日当たりの摂取目安量については「1日350mlを目安にお飲みください」となっております。

10ページ目をごらんください。「12. 摂取をする上での注意事項」です。「多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません」となっております。食品形態は、こちらも清涼飲料水となっております。

また、51ページをごらんください。本申請品は、既に許可されております「伊右衛門 特茶」と一日摂取目安量、原材料が異なっておりますが、一日摂取目安量当たりの関与成分量については変更ございません。こちらの一日摂取目安量について「伊右衛門 特茶」既許可品においては、一日500mlを目安となっておりましたが、今回の申請品において一日350mlを目安とするものでございます。350mlに容量を変更する理由といたしまして、消費者の小容量化を望む声に対応したものと聞いております。

また、関与成分を含む原材料である□□については、こちらも先ほどと同じように□□から□□へと変更となっております。こちらの説明につきましては、先ほどと同じとなりますので割愛させていただきます。

原材料につきましては、「伊右衛門 特茶」の緑茶と全く同じでございます。したがって、有効性、安全性につきましては、既許可品の「伊右衛門 特茶」と同じエビデンスを使っております。

説明は以上となります。御審議のほどをお願いいたします。

○大野座長 ありがとうございます。

それでは、事前にいただいた委員の先生によるコメントについては、佐藤先生と森川先生のもの

第3 3回新開発食品評価第一調査会 議事録

は共通ですね。もう審議が既に終わったということでよろしいですか。

○森川委員 結構です。

○大野座長 私から出したのも基本的には同じですね。

1番のところは若干違いますけれども、了承するという点では同じです。

2番も「特茶ジャスミン」に出したのと同じことです。

表示見本が添付されていなかったので確認したいということで、表示見本は。

○消費者庁食品表示企画課 表示見本につきましては、概要の25ページでございます。

○大野座長 私にはついていないけれども、ほかの先生にはついているんですね。

○志村座長代理 後ろに。

○大野座長 こちらですか。わかりました。そういうことで、私としては確認できたということでよろしいと思います。4番も先ほど検討していただいたことで理解できましたので、了承です。

ということで、ほかの先生、いかがでしょうか。

お願いします。

○参考人 申請書本文のほうの2つ目のタブの表示見本なのですが、私の手元の資料だとラベルではなくて表示見本を紙で書いてあるほうで炭水化物が1.4から3.2gとなっていて、ラベルは0gで食い違っているようなのです。

○大野座長 炭水化物、0ですね。

○参考人 概要版のほうは0gと書いてあるのですが、申請書の原本のほうの炭水化物が。

○大野座長 何ページですか。

○参考人 2のタブのオレンジのところの2枚目です。

○大野座長 これは食品の表示上はどうなのでしょう。これは0としていい範囲なのかどうか。

○消費者庁食品表示企画課 概要のほうの24ページに同じと思われる表がございますが、こちらでは炭水化物が0gとなっておりますので、恐らくこちらのファイリングされているほうの資料が誤記かと思われるので、念のため確認の上、こちらについては修正させていただきます。

○大野座長 ありがとうございます。

こちらがもし、このファイリングされたほうが正しかったらどうするのですか。そういうことはあり得ないですか。どちらが間違っていますか。

○梅垣委員 数字が入っているのが多分間違っているのではないかと思います。

○大野座長 では、あり得ないということですので、ファイリングされたほうが誤記であるということを確認してください。ありがとうございます。

脇先生、お願いします。

○脇委員 ラベルでよろしいでしょうか。先ほどのジャスミン茶もそうなのですが、右隅に四角く特茶1とかと書いてあるのは何でしょうか。

○大野座長 特茶1と書いてありますね。

○脇委員 ジャスミン茶にも。

○大野座長 書いてありますね。クーポン券みたいな。これを何個か集めると1本もらえるとか。

第3 3回新開発食品評価第一調査会 議事録

○脇委員 わかりやすくしてもらえたらいいですけども、ケルセチンシリーズとかとって。

○大野座長 これは何だということを知りたいのですか。

○脇委員 非公式に聞いていただければ。

○消費者庁食品表示企画課 こちらは私どもも申請者のほうに確認いたしまして、先生御指摘の特茶1と書いてあるものについては、キャンペーン等で使うときのある意味応募券といいますか、ポイントとなりまして、最初からつけるのかどうかという、常につけているのかどうかというのを確認したところ、発売当初からずつつけるということで回答がありますので、こちらにつきましては表示見本の中にそのまま残させていただいております。

○脇委員 シールが張ってあるわけですね。

○大野座長 キャンペーンのときに使うということですね。よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

川島先生、お願いします。

○川島委員 話が戻るかもしれませんが、先ほど脇先生がおっしゃったように、関与成分の話は今回特茶は特茶350の横にケルセチン配糖体配合と書いてありますね。こういう形で先ほどのジャスミン茶のほうも中に入っていることがわかるような表示にさせていただければよいのではないのでしょうか。多分消費者の教育的なところもそこがわかればこの特茶のジャスミンと特茶350とを一緒に飲んだら二重になることがわかりやすいと思います。先ほど脇先生がおっしゃった話をもう少し改善できるかなと思いましたので、意見として言わせていただきました。

○大野座長 ありがとうございます。

それは申請者にこういうやり方があるのではないかとということで伝えるということではよろしいですか。

○川島委員 伝えていただけたら。

○大野座長 では、事務局からそういうように伝えてくださるようお願いいたします。

ほかに御意見ございますでしょうか。お願いします。

○参考人 済みません、分析方法なのですが、7のタブに分析方法が書いてあるところがあって、試薬で4ポツ目でイソクエルシトリン関与成分の標準物質が純度□□、データシートを最終ページに添付すると書いてあります。このタブ7の一番最後のページにデータシートが添付されているのですが、どこを見ても□□という数字が出てこないというか、何で□□と判断できるのかわからなくて、この□□という数字で分析値を補正しますので、この□□をどのように出すかというところをしっかりと書いてもらわないと分析のときに困ると思います。

○大野座長 わからなかったんですけども、7の見出しのついているものの一番最後のページですね。

○参考人 そうです。8のタブの1つ前のページです。

○大野座長 これがイソクエルシトリンですか。

○参考人 これがデータシートで、このシートを見ても純度□□というものが何を根拠にこの数字が出てきたのか、私には判断できないのです。

第3 3回新開発食品評価第一調査会 議事録

○大野座長 これは別の会社ですね。□□ではないですね。この会社のものを販売しているということなのですか。こちらは□□%。

○河田委員 カタログナンバーと一緒に。ロットによって違うということ。

○大野座長 では、これをどうしましょうか。純度が違うのはどういうことかというように聞くということですか。

○参考人 試験を行うときにメソッドの中で□□で補正すると書いてありまして、標準物質のロットが違って□□という数字を変えるべきなのだったらそのように書いてもらわないと試験するときに数値が一致しないので、ここについてはどのように考えてどの数字を使うかというところははっきりと明記していただく必要があるかと思います。

○大野座長 わかりました。それについてコメントを出すということでよろしいでしょうか。

それでは、それについてコメントを出すようお願いいたします。文案は事務局にお渡ししていただけますか。お願いします。

ほかにございますか。

梅垣先生、お願いします。

○梅垣委員 今の試薬が常に同じものが供給されるとは限らないので、スタンダードは純度何%以上というようにしておいたほうがよい。これを使わないとはかれないとなってしまいますので、分析方法のところは何%以上というように書くようお願いしたほうがよいと思います。手に入らなくなったらもう分析できなくなるということになりますので。

○大野座長 その辺は業者にお任せしてもいいかな。1本で100年もつかもしれないし、使う量が少なければですね。

ほかにございますでしょうか。

それでは、「伊右衛門 特茶350」については、特に新たなコメントは参考人からいただいたものだけだったと思いますけれども、ただ、「特茶ジャスミン」についていただいたコメントと重複するところがありますので、その両方を合わせたものとして出していただいて、それで回答をいただいて判断するということがいかがでしょうか。

事務局、それでよろしいでしょうか。

○消費者委員会事務局 はい。1つ確認させていただきたいのですが、扱いなのですが、継続審議になるでしょうか。それとも委員の皆様に申請者の回答をお送りして、御確認をいただけたら座長預かりという形でしょうか。

○大野座長 大体が確認するということでしたけれども、先生方に確認していただいて、それで了解いただいたら、それをもとに私が了解するということがよろしいでしょうか。では、そういうことにさせていただきます。

○消費者委員会事務局 ありがとうございます。座長預かりということで、回答は委員全員にご確認いただくという形にさせていただきます。

○大野座長 回答については先生方に見ていただいてということでお願いいたします。